



---

## 2. 登録の申請の事実の公示について

---

先日新たに、八色しいたけ事業協同組合から申請のあった「八色しいたけ」、宍道湖漁業協同組合から申請のあった「宍道湖しじみ」、沖縄県観光おみやげ品公正取引協議会から申請のあった「ちんすこう」の「登録の申請の事実の公示」を行いました。

地理的表示法では、申請を受け付けた製品について、農林水産省ウェブサイト内で登録の申請の事実の公示が行われます。

登録の申請の事実の公示一覧をご覧いただければ、現在どのような製品が申請されているかを確認することができます。

\*旧法（平成31年2月1日以前）での申請においては登録の申請の事実の公示が適用されません。

申請の事実の公示後、申請に基づき、適切に審査を進めてまいります。

11月には7製品が新たに申請されました。当該製品は以下のとおりです。

※主な名称、申請年月日のみを記載しています。

- 横輪いも 令和5年11月1日
- 南関素麺 令和5年11月1日
- 御膳みそ 令和5年11月7日
- 揖保乃糸 令和5年11月13日
- 八色しいたけ 令和5年11月14日
- 宍道湖しじみ 令和5年11月21日
- ちんすこう 令和5年11月22日

これまでの申請の公示等情報はホームページでご確認ください。  
(URL) [https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/notice/index.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/notice/index.html)

---

(編集後記) GI 認知度向上に向けて  
GI、このところ、巷でよく見かけるようになってきました。

寿司チェーン店の店頭、メニュー、生協等で販売されている商品・・・

なんと、某家電量販店では、GI 特設コーナーを設置されていたこともありました！

GI 制度、GI 産品、GI マーク・・・  
「GI の認知度を今後より一層上げていきたい！」

弊省知的財産課職員、常にそのことを念頭に置きながら、業務にあたっています。

「GI」を、皆様一緒に盛り上げていくべく、  
どうか今後とも「GI」をよろしく願いいたします。(T)

※編集後記は地理的表示 (GI) 担当職員の個人的な雑感を述べたものであり、農林水産省の見解を示すものではありません。

